

内閣参質二〇一第一九五号

令和二年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインパルスの飛行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインパルスの飛行に関する質問
に対する答弁書

一から三までについて

令和二年五月二十九日におけるブルーインパルスの展示飛行は、医療関係者を始め、新型コロナウイルス感染症対策に日々尽力している多くの方々に対し、敬意と感謝を表することが重要であるとの認識の下で実施したものであるが、こうした敬意や感謝の趣旨を含むものであるか否か、また、御指摘のような「自衛隊基地のイベント」等で実施するものであるか否か等にかかわらず、ブルーインパルスの展示飛行は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第十七号に規定する所掌事務の範囲内で実施しているものである。

このため、「この度の飛行行為は、・・・医療関係者等に対して新型コロナウイルス感染症拡大防止のための努力に敬意と感謝を表すために行うという防衛省の所掌には包含され得ない目的に基づき実施されていることから、異質なもの」との御指摘は、当たらないと考えている。